

実施方針に関する意見の受付について

「富士山静岡空港特定運営事業等実施方針」Ⅷ. 1. (2) に定める「実施方針に関する意見の受付」については、下記により行う。

1 受付期間

平成29年4月27日（木）8:30 から
平成29年5月11日（木）17:00 まで（必着）

2 提出方法

- ・ 実施方針に関する意見の内容を簡潔にまとめ、意見書（別添様式）に記入し、電子メールにより提出すること。
- ・ なお、意見を公表された場合に提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容（特殊な技術やノウハウ等）が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。
- ・ 意見書を電子メールの添付ファイルとすること。
- ・ 意見書は、Microsoft Excelにより作成することとし、提出者の商号又は名称、住所、担当者所属部署、担当者氏名、電話及び連絡先を必ず記載すること。

3 提出先

静岡県文化・観光部空港振興局空港政策課
住所：静岡県静岡市葵区追手町9番6号
電話番号：054-221-3276
電子メールアドレス：airport-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp

4 意見に対するヒアリング

- ・ 意見について、県は必要に応じて、意見を提出した者に直接、ヒアリングを行う場合がある。

5 実施方針の変更

- ・ 県は、必要があると認めるときは、PFI法第7条に規定する特定事業の選定までに実施方針の変更を行うことがある。
- ・ 県は、実施方針の変更を行ったときは、本空港ホームページへの掲載その他の方法により速やかに公表する。

本空港ホームページ <http://www.mtfuji-shizuokaairport.jp/>